

令和 2 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 0 4 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 1 0 5 号	上尾市介護保険条例及び上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……	2
議案第 1 0 6 号	上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 1 0 7 号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 1 0 8 号	上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 1 0 9 号	上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 1 1 0 号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例の制定について……………	7
議案第 1 1 1 号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議共同設置規約に関する協議について……………	8
議案第 1 1 2 号	財産の取得について……………	9
議案第 1 1 3 号	財産の取得について……………	1 0
議案第 1 1 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 1
議案第 1 1 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 2
議案第 1 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 3
議案第 1 1 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 4
議案第 1 1 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 5
議案第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 6
議案第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 7
議案第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 8
議案第 1 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 9
議案第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 0

議案第104号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

1 提案理由

地方税法施行令に規定されている賦課限度額を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるほか、国民健康保険税の減額に係る所要の規定の整備等を行うもの

2 内容

1 賦課限度額の引上げ

国民健康保険税のうち、基礎課税額の賦課限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護納付金課税額の賦課限度額を16万円から17万円に引き上げる。

賦課限度額の新旧対照表

	現行	改正案
基礎課税額	<u>61万円</u>	<u>63万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	19万円	改正なし
介護納付金課税額	<u>16万円</u>	<u>17万円</u>
合計	<u>96万円</u>	<u>99万円</u>

2 国民健康保険税の減額に係る所要の規定の整備

国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げる等の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年1月1日。ただし、上記1については、令和3年4月1日

議案第105号

上尾市介護保険条例及び上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課、市民生活部保険年金課)

1 提案理由	地方税法の一部改正に準じて、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の特例に関する規定の整備を行うもの
2 内容	<p>地方税法が一部改正され、使用する用語が変更になったことに準じて、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の特例に関する規定の整備を行う。</p> <p>(1) 用語の変更 特例割合の対象となる歳入が延滞金であることから、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。</p> <p>(2) 用語の追加 「延滞金特例基準割合」の算定に用いる各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における金融機関の短期貸付の平均利率の合計を12で除した割合として財務大臣が告示する割合を「平均貸付割合」と規定する。</p> <p>(3) 特例割合の下限の新設 特例割合が0%となることのないよう、0.1%を下限とすることとした。</p>
3 施行期日	令和3年1月1日

議案第106号


上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について (健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの
2 内容	<p>1 管理者要件の緩和</p> <p>令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者について、本人の急な退職、転居、死亡又は長期療養等の健康上の問題の発生等、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があるときは、介護支援専門員を管理者とすることができるようにする。</p> <p>2 管理者要件の経過措置の延長</p> <p>令和3年3月31日において、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、介護支援専門員を管理者とすることができる管理者要件の経過措置を令和9年3月31日まで6年間延長する。</p>
3 施行期日	令和3年4月1日。ただし、上記2については、公布の日

議案第107号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(消防本部予防課)

1 提案理由	総務省令の改正に伴い、急速充電設備について火災予防上必要な措置の見直しが行われたことから、所要の改正を行うもの
2 内容	<ol style="list-style-type: none">1 急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大する。2 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の細目を改正する。3 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）について、消防長への設置の届出を要することとする。 <p>【急速充電設備】</p> <p>大容量の電池を搭載した電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に短時間で充電を可能とする設備。電気自動車に直流で充電すると、出力により約15分～1時間程度で充電ができる。</p> 
3 施行期日	令和3年4月1日

議案第108号

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部市民協働推進課)

1 提案理由

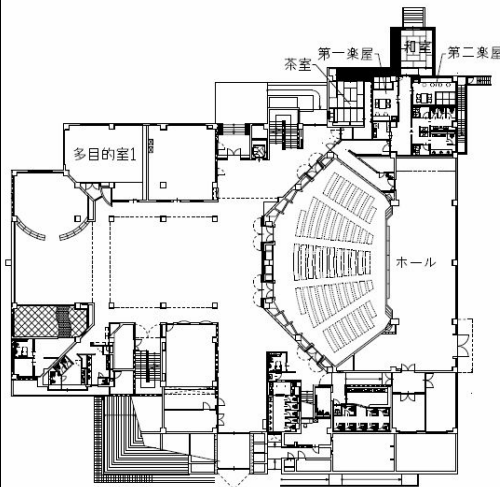
上尾市コミュニティセンターの大規模改造工事に伴い、利用に供する施設を見直し、利用料金の額を改定するもの

2 内容

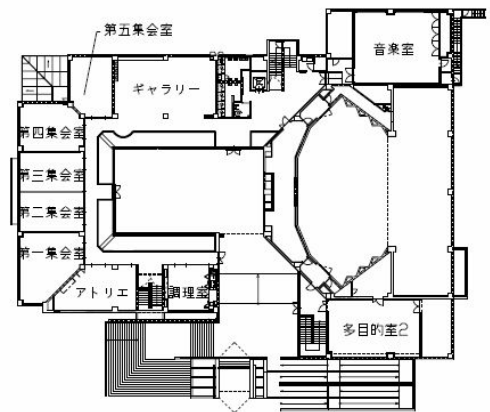
・改定後の利用料金の額 (単位：円)

利用区分/利用単位		午前	午後	夜間	全日
ホール	平日	4,700	7,000	10,300	22,000
	休日	6,100	9,100	13,200	28,400
第一集会室		850	1,100	1,100	3,050
第二集会室 (旧第二集会室)		600	800	800	2,200
第三集会室 (旧第二集会室)		500	700	700	1,900
第四集会室 (旧第三集会室)		650	900	900	2,450
第五集会室 (旧第四集会室)		600	750	750	2,100
第一楽屋 (旧和室3)		200	200	200	600
第二楽屋 (旧和室1)		200	250	250	700
音楽室 (旧視聴覚室)		1,400	1,900	1,900	5,200
多目的室1 (旧子供室)		1,100	1,500	1,500	4,100
多目的室2 (旧音楽室)		1,200	1,600	1,600	4,400
調理室		500	700	700	1,900
茶室		300	400	400	1,100
和室 (旧和室2)		250	350	350	950
アトリエ		700	950	950	2,600
ギャラリー (旧消費生活センター)		1,300	1,800	1,800	4,900

【1階】



【2階】




3 施行期日

令和3年12月1日

議案第109号

上尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について (市民生活部消費生活センター)

1 提案理由	上尾市コミュニティセンターの大規模改造工事に伴う利用に供する施設の見直しに伴い、上尾市消費生活センターの位置を変更するもの
2 内容	上尾市コミュニティセンターの大規模改造工事に伴う利用に供する施設の見直しに伴い、上尾市消費生活センターの位置を変更する。 【変更前】上尾市柏座四丁目2番3号 (上尾市コミュニティセンター2階)  【変更後】上尾市上町二丁目14番19号 (上尾市青少年センター内)
3 施行期日	公布の日

<p>議案第 110 号</p> <p>上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(環境経済部環境政策課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市及び伊奈町が共同で進める広域ごみ処理施設の建設に資するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、附属機関として上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を設置するもの</p>
2 内容	<p>1 機関の共同設置</p> <p>上尾市及び伊奈町が共同で進める広域ごみ処理施設の建設に資するため、市長の附属機関として、上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議（以下「検討会議」という。）を伊奈町と共同して設置する。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>検討会議は、ごみ処理広域化に係る上尾市及び伊奈町のごみの分別及び収集に関する事項を調査審議する。</p> <p>3 委員の報酬等</p> <p>(1) 委員の報酬の額は、日額 7,000 円を超えない範囲内において、上尾市長及び伊奈町長が協議して定める。</p> <p>(2) 委員の費用弁償の額は、日額 1,000 円を超えない範囲内において、上尾市長及び伊奈町長が協議して定める。</p>
3 施行期日	令和 3 年 1 月 1 日

議案第111号

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議共同設置規約に関する協議について

(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾市と伊奈町が共同して上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を設置することに関し、地方自治法第252条の7第1項の規定により協議により規約を定めたいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 名称</p> <p>上尾市と伊奈町が共同して設置する会議は、上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議（以下「検討会議」という。）という。</p> <p>2 所掌事務</p> <p>検討会議は、ごみ処理広域化に係る上尾市及び伊奈町のごみの分別及び収集に関する事項を調査審議する。</p> <p>3 組織</p> <p>検討会議は、委員12人以内で組織する。</p> <p>4 任期</p> <p>委員の任期は、所掌事務が終了する日までとする。</p> <p>5 負担金</p> <p>検討会議に要する経費に関する負担金の額は、上尾市長及び伊奈町長の協議により定める。</p>
3 施行期日	令和3年1月1日

議案第112号

財産の取得について

(教育総務部教育総務課)

1 提案理由	端末充電保管庫を取得するもの																																				
2 内容	<p>GIGAスクール構想の実現に向けて導入する学習者用端末を収納するため、端末充電保管庫を取得するもの</p> <p>1 物品の数量 端末充電保管庫(小学校) 370台</p> <p>2 取得の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 取得価格 57,090,000円</p> <p>4 契約の相手方 さいたま市北区宮原町2丁目85番地5 NECフィールドディング株式会社 埼玉支店</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和2年11月10日(火)午前8時40分</p> <table border="1" data-bbox="432 1261 1461 1823"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>富士電機ITソリューション株式会社</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>株式会社オーイーシー</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社ミライト・テクノロジーズ東京支店</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>株式会社高砂屋書店上尾支店</td> <td></td> <td>無効</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>NECフィールドディング株式会社埼玉支店</td> <td>51,900,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>リコージャパン株式会社販売事業本部埼玉支社公共文教営業部</td> <td>55,540,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>セキグチシステム販売株式会社</td> <td>57,905,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p> <p>※ 摘要欄の無効は、入札に参加する資格を満たしていない者が入札をしたことによるものである。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	富士電機ITソリューション株式会社		辞退	2	株式会社オーイーシー		辞退	3	株式会社ミライト・テクノロジーズ東京支店		辞退	4	シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当		辞退	5	株式会社高砂屋書店上尾支店		無効	6	NECフィールドディング株式会社埼玉支店	51,900,000	落札	7	リコージャパン株式会社販売事業本部埼玉支社公共文教営業部	55,540,000		8	セキグチシステム販売株式会社	57,905,000	
入札業者		入札額(円)	摘要																																		
1	富士電機ITソリューション株式会社		辞退																																		
2	株式会社オーイーシー		辞退																																		
3	株式会社ミライト・テクノロジーズ東京支店		辞退																																		
4	シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当		辞退																																		
5	株式会社高砂屋書店上尾支店		無効																																		
6	NECフィールドディング株式会社埼玉支店	51,900,000	落札																																		
7	リコージャパン株式会社販売事業本部埼玉支社公共文教営業部	55,540,000																																			
8	セキグチシステム販売株式会社	57,905,000																																			

議案第113号

財産の取得について

(教育総務部教育総務課)

1 提案理由	端末充電保管庫を取得するもの																																				
2 内容	<p>G I G Aスクール構想の実現に向けて導入する学習者用端末を収納するため、端末充電保管庫を取得するもの</p> <p>1 物品の数量 端末充電保管庫(中学校) 152台</p> <p>2 取得の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 取得価格 22,242,000円</p> <p>4 契約の相手方 さいたま市北区宮原町2丁目85番地5 NECフィールドディング株式会社 埼玉支店</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和2年11月10日(火)午前9時00分</p> <table border="1" data-bbox="392 1261 1422 1823"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>株式会社オーイーシー</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>株式会社ミライト・テクノロジーズ東京支店</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当</td> <td></td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>株式会社高砂屋書店上尾支店</td> <td></td> <td>無効</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>NECフィールドディング株式会社埼玉支店</td> <td>20,220,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>セキグチシステム販売株式会社</td> <td>23,788,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>富士電機ITソリューション株式会社</td> <td>24,588,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>リコージャパン株式会社販売事業本部埼玉支社公共文教営業部</td> <td>24,688,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p> <p>※ 摘要欄の無効は、入札に参加する資格を満たしていない者が入札をしたことによるものである。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	株式会社オーイーシー		辞退	2	株式会社ミライト・テクノロジーズ東京支店		辞退	3	シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当		辞退	4	株式会社高砂屋書店上尾支店		無効	5	NECフィールドディング株式会社埼玉支店	20,220,000	落札	6	セキグチシステム販売株式会社	23,788,000		7	富士電機ITソリューション株式会社	24,588,800		8	リコージャパン株式会社販売事業本部埼玉支社公共文教営業部	24,688,800	
入札業者		入札額(円)	摘要																																		
1	株式会社オーイーシー		辞退																																		
2	株式会社ミライト・テクノロジーズ東京支店		辞退																																		
3	シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当		辞退																																		
4	株式会社高砂屋書店上尾支店		無効																																		
5	NECフィールドディング株式会社埼玉支店	20,220,000	落札																																		
6	セキグチシステム販売株式会社	23,788,000																																			
7	富士電機ITソリューション株式会社	24,588,800																																			
8	リコージャパン株式会社販売事業本部埼玉支社公共文教営業部	24,688,800																																			

議案第114号

公の施設の指定管理者の指定について

(市民生活部市民協働推進課)

1 提案理由	上尾市文化センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市文化センター</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 あげお文化創造パートナーズ</p> <p>(1) 代表団体 所在地 さいたま市北区吉野町2丁目282番地3 団体名 株式会社埼玉新聞社 代表者 代表取締役 関 根 正 昌</p> <p>(2) 構成団体 所在地 さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号 団体名 株式会社サイオー 代表者 代表取締役 橋 本 一 憲</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 612,847,000円</p>

議案第115号

公の施設の指定管理者の指定について

(市民生活部市民協働推進課)

1 提案理由	上尾市コミュニティセンターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市コミュニティセンター</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字菅谷16番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 理事長 畠山 稔</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（2年間）の限度額 175,790,000円</p>

議案第116号

公の施設の指定管理者の指定について

(市民生活部市民協働推進課)

1 提案理由	イコス上尾の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 イコス上尾</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字菅谷16番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 理事長 畠山 稔</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 326,810,000円</p>

議案第117号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	上尾市立養護老人ホーム恵和園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市立養護老人ホーム恵和園</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字上野567番地 団体名 社会福祉法人彩光会 代表者 理事長 中村秀夫</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 646,328,000円</p>

議案第118号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	上尾市老人福祉センターことぶき荘の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市老人福祉センターことぶき荘</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字平塚724番地 団体名 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 代表者 会長 畠山 稔</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 126,902,000円</p>

議案第119号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウスの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウス</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字平塚724番地 団体名 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 代表者 会長 畠山稔</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 143,685,000円</p>

議案第120号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字平塚724番地 団体名 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 代表者 会長 畠山 稔</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 233,065,000円</p>

議案第121号

公の施設の指定管理者の指定について

(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾伊奈斎場つつじ苑及び瓦葺ふれあい広場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</p> <p>(1) 上尾伊奈斎場つつじ苑</p> <p>(2) 瓦葺ふれあい広場</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体</p> <p>所在地 上尾市大字菅谷16番地</p> <p>団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社</p> <p>代表者 理事長 畠山 稔</p> <p>3 指定の期間</p> <p>令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考</p> <p>指定管理料（5年間）の限度額</p> <p>(1) 上尾伊奈斎場つつじ苑</p> <p>865,486,000円</p> <p>(2) 瓦葺ふれあい広場</p> <p>81,655,000円</p>

議案第122号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由	上尾丸山公園、上尾市自然学習館及び上尾市バーベキュー場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称</p> <p>(1) 上尾丸山公園 (2) 上尾市自然学習館 (3) 上尾市バーベキュー場</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体</p> <p>所在地 上尾市大字菅谷16番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 理事長 島山 稔</p> <p>3 指定の期間</p> <p>令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考</p> <p>指定管理料（5年間）の限度額 760,190,000円</p> <p>(1) 上尾丸山公園 (2) 上尾市自然学習館 (3) 上尾市バーベキュー場</p>

議案第123号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市整備部みどり公園課)

1 提案理由	都市公園（上尾丸山公園及び戸崎公園を除く。）の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 都市公園（上尾丸山公園及び戸崎公園を除く。）</p> <p>2 指定管理者候補者として選定した団体 所在地 上尾市大字菅谷16番地 団体名 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表者 理事長 畠山 稔</p> <p>3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>※ 参考 指定管理料（5年間）の限度額 1,168,450,000円</p>

